

2017 年版

不公正貿易報告書

WTO 協定及び経済連携協定・投資協定から見た
主要国の貿易政策

経済産業省通商政策局編

産業構造審議会通商・貿易分科会

不公正貿易政策・措置調査小委員会委員名簿

委員長	木村 福成	慶應義塾大学経済学部教授
副委員長	荒木 一郎	横浜国立大学大学院国際社会科学研究院教授
委員	安藤 光代	慶應義塾大学商学部教授
	井口 直樹	長島・大野・常松法律事務所パートナー弁護士
	石本 茂彦	森・濱田松本法律事務所パートナー弁護士
	伊集院 秀樹	東レ株式会社経営企画室産業政策・調査グループ担当部長
	猪本 有紀	丸紅株式会社経済研究所シニア・アドバイザー
	上條 水美	豊田通商株式会社渉外広報部渉外・調査室部長職
	神谷 百合香	ソニー株式会社渉外・通商部シニアゼネラルマネジャー
	亀井 正博	富士通株式会社法務・コンプライアンス・知的財産本部シニアエキスパート
	国松 麻季	三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社経済政策部主任研究員／中央大学大学院戦略経営研究科客員教授
	佐藤 百合	日本貿易振興機構理事
	島田 まどか	西村あさひ法律事務所パートナー弁護士
	庄野 文章	一般社団法人日本化学工業協会常務理事
	鈴木 將文	名古屋大学大学院法学研究科教授
	高橋 理佳	株式会社資生堂グローバル薬務推進部 チーフレギュラトリーフェロー・シニアディレクター
	玉田 大	神戸大学大学院法学研究科教授
	内記 香子	大阪大学大学院国際公共政策研究科准教授
	中西 優美子	一橋大学大学院法学研究科教授
	広瀬 英治	読売新聞東京本社論説委員
	古本省三	新日鐵住金株式会社執行役員法務部長
	椋 寛	学習院大学経済学部教授
	村岡 直人	本田技研工業株式会社渉外部担当部長

「2017年版不公正貿易報告書」の刊行にあたって

今般、産業構造審議会通商・貿易分科会不公正貿易政策・措置調査小委員会から、「2017年版不公正貿易報告書」が公表されました。1992年の第1回報告書から数えて、今年で26回目の公表となります。

我が国を取り巻く世界経済は不透明感を増しており、世界各地でグローバル化や経済統合への反発も見られます。また、中国等の設備投資主導の経済成長と、世界経済の減速が相まって、鉄鋼等の産業において過剰生産能力状態が長期化しています。鉄鋼・化学・液晶等では価格が下落し、これら部門では国際的に減少傾向にあった貿易制限的措置が反転増加しつつあります。

このような中、我が国は、「ルール志向」を掲げており、外国政府の政策や措置を評価する基準として、WTO協定や経済連携協定等の国際的に合意されたルールを用いることを重視しています。ルールを活用して個別の貿易紛争を解決していくことは、我が国個別産業に直接メリットをもたらすと同時に、世界貿易体制を「ルール志向」で発展させる原動力になると考えます。

不公正貿易報告書では、各国による、そのような国際ルールに反する不公正貿易政策・措置のうち、我が国に影響のあるものを挙げています。そのうち、経済産業省として、今後一年間、特に優先して各国に是正を働きかける案件を「経済産業省の取組方針」としてとりまとめています。昨年度の取組方針に掲げた案件については、WTO紛争解決手続の開始、措置の見直し・撤廃がなされるなど、着実に対応が進展しました。本年の取組方針に記載された案件も、措置の是正を確実に働きかけていきます。

WTO協定等の国際ルールの効果的活用には、産業界をはじめとした幅広い関係者によるルールの理解が欠かせません。今年の報告書でも、関係者のルールへの問題意識を喚起するべく、最近重要性が高まりつつあるテーマを中心に特集記事に掲載しました。これらが、ルールの理解促進を通じてルールの利用、更にはルールの策定の検討のよすがとなればと念じています。

最後に、本報告書の執筆に御尽力いただいた委員の皆様方に対し、心より感謝を申し上げ、刊行に当たっての挨拶とさせていただきます。

2017年9月

経済産業省通商政策局長 田中 繁広

お知らせ

1. 本報告書を受けて、「経済産業省の取組方針」(ix ページ～)を公表いたしました。
2. 本報告書は英語版も発表しております(2017年10月以降発表予定)。
3. 2017年版不公正貿易報告書(日本語版、英語版)、上記取組方針については、経済産業省ホームページに全文掲載いたします。また、2016年版までの過去の報告書についても、ホームページ上で御覧いただくことが可能です。
4. 報告書に関する御意見・御希望等がございましたら、下記宛てに郵送、FAX 又は電子メールで御連絡いただければ幸いです。

【経済産業書ホームページ】

日本語：http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto_compliance_report/index.html

英語：http://www.meti.go.jp/english/report/index_report.html

【郵送宛先】

〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1

経済産業省 通商政策局 通商機構部 国際経済紛争対策室

F A X : 03-3501-1450

メール：multi-trade@meti.go.jp

不公正貿易報告書を受けた経済産業省の取組方針
(2017年5月23日公表)

不公正貿易報告書を受けた経済産業省の取組方針 (2017年5月23日公表)

産業構造審議会通商政策部会不公正貿易政策・措置調査小委員会が本日公表した2017年版不公正貿易報告書は、WTO協定を始めとする国際ルールに照らして疑義がある主要国の貿易政策・措置につき、広範な指摘を行っている。

同報告書も言及しているように、WTOの紛争解決手続（DS）は、措置の是正を勧告するに留まらず、勧告の履行の監視手続や履行されない場合の対抗措置等も備えていることから、DSによる勧告の履行率は高く、WTOルールの実効性の維持に貢献している。1995年のWTO発足以来、DSが活用された案件は524件に上る。

我が国は、ルール不整合な他国の措置による自国の不利益を解消すること、また、ドーハ・ラウンド交渉が停滞する中で先例の蓄積によってルールを発展させることを目指して、DSを積極的に活用してきた。我が国が当事国として協議を要請した案件は23件あり、近年では対新興国の案件が多い。係争中の4件を除く19件のうち、18件は我が国の主張に沿った解決がなされている。

経済産業省としては、引き続きDS等を活用しながら積極的に個別案件の解決を図る方針であり、2017年版不公正貿易報告書で指摘された案件については、特に以下の案件に優先的に取り組むこととしたい。各案件の詳細は、参考部分に掲載する。

なお、本年については、2月の日米首脳会談を踏まえた4月の日米経済対話、及び世耕経済産業大臣及びロス米商務長官間の会談で一致した、第三国の不正な貿易慣行の是正に向け通商ルールの執行（エンフォースメント）に関する日米協力の推進、並びに経済産業省において体制強化のために設置した「通商法務官オフィス」について掲載し、取り組むこととしたい（2. 参照）。

1. 個別案件

(1) WTO 紛争解決手続の開始も視野に二国間・多国間協議を通じて問題解決を図るもの

- 韓国：ステンレススチール棒鋼に対するサンセット・レビュー（アンチ・ダンピング（AD）措置の継続に係る期末審査）
- 中国：AD 措置の不適切な制度・運用
- 中国：銀行業 IT 機器セキュリティ規制
- 中国：サイバーセキュリティ法
- 米国：サンセット・レビュー手続及び不当に長期にわたる対日 AD 措置

(2) WTO 紛争解決手続を開始したもの

- インド：熱延コイルに対するセーフガード（SG）措置
- 韓国：空気圧伝送用バルブに対する AD 課税措置
- ブラジル：自動車等に対する内外差別的な税制恩典措置

(3) WTO 勧告の早期履行を求めていくもの

- アルゼンチン：幅広い品目に対する輸入制限措置

- 米国：ゼロイング（AD 税の不適切な計算方式）（ターゲット・ダンピングを通じたゼロイングの濫用を含む）
- 米国：バード修正条項に基づく通関済物品からの AD 課税及び相殺関税収入の米企業向け分配

（参考）2017 年「不正貿易報告書を受けた経済産業省の取組方針」に掲げた個別貿易政策・措置の詳細

本年の「経済産業省の取組方針」に掲げた個別貿易・措置の詳細は以下のとおり。

(1) WTO 紛争解決手続の開始も視野に二国間・多国間協議を通じて問題解決を図るもの

- **韓国：ステンレススチール棒鋼に対するサンセット・レビュー（アンチ・ダンピング（AD）措置の継続に係る期末審査）**

韓国政府は、2016 年 6 月、日本製ステンレススチール棒鋼を対象としたサンセット・レビューを開始し、2017 年 2 月、韓国政府は、最終決定に向けた中間報告書を公表した。

日本製の輸入品は高付加価値品で構成されており、他の調査対象国であり輸入量が増大しているインドの製品とは使用目的や価格帯が異なることから、累積して韓国国内産業に対する影響を評価することは適切でない。また、韓国のステンレススチール棒鋼の輸入は、調査対象国でない中国、台湾などの国からの輸入量が大きく増加している一方で、日本は、対象除外品目中心の輸入であって、対象製品の輸入はほとんどない。したがって、日本製品に対する AD 措置を継続しなければ損害が存続又は再発する可能性があるとはいえ、当該サンセット・レビューは AD 協定第 11.3 条違反の可能性が高い。

我が国は、2016 年 10 月の WTO・AD 委員会において国際ルール上の懸念点について指摘を行い、措置の長期化に深い懸念を表明するとともに、2016 年 11 月、公聴会においても、同趣旨の発言を行ったところである。引き続き、二国間協議、WTO・AD 委員会及び多国間会合の場等を活用しつつ、制度の是正を促していく。

- **中国：AD 措置の不適切な制度・運用**

中国政府は、1995 年以降、2016 年 6 月末までに 231 件の AD 調査を開始しており、そのうち我が国産品が対象に含まれる案件は 43 件であり、うち 32 件について AD 措置が発動され、うち 19 件については 2016 年 6 月末現在で AD 課税が継続している。

中国の措置については、損害・因果関係の認定が客観性に欠けるなど、AD 協定に整合的でない点が見られる。我が国は、これまで中国調査当局に対する政府意見書の提出や中国政府関係者との協議、公聴会への参加、WTO・AD 委員会等の様々な機会を活用し、我が国の意見を伝えるとともに、改善の申入れを行ってきた。

中国の AD 調査手続については、米国及び EU も懸念を有している。我が国、米国及び EU は、自国製品に対する中国の AD 措置をそれぞれ WTO 紛争解決手続に付託し、かつ、他国の案件では第三国として互いの主張を支持する意見書を提出するなどして、協力して取組を進めている。

【参考】中国のAD措置に関するWTO紛争解決手続案件

申立国	対象製品	DS番号	審理状況
日本	高性能ステンレス 継目無鋼管	DS454	2013年5月にパネルが設置され、2015年2月に公表されたパネル報告書は、損害及び因果関係の認定の一部や手続について中国の違反を認定。2015年10月に公表された上級委員会報告書は、損害及び因果関係の認定の瑕疵について、我が国の主張を全面的に認めた。
米国	方向性電磁鋼板	DS414	2012年11月、米国の請求を認めるパネル・上級委員会報告書が紛争解決機関（DSB）で採択されたものの、2013年7月に中国が決定を行い、AD課税措置を維持。これを受けて履行確認パネルの審理が行われていたが、2015年7月に公表されたパネル報告書は、米国の主張を概ね認め、中国の履行はWTO協定に整合しないと判断。なお、同公表に先立つ2015年4月に課税措置終了。
	鶏肉	DS427	2013年9月、米国の請求を認めるパネル報告書がDSBで採択された。中国から履行完了の通知がなされたものの、米国から履行が不十分であるとの反論があり、履行確認パネルが設置された。
	自動車	DS440	2012年10月にパネルが設置され、2014年6月に米国の請求を認めるパネル報告書がDSBで採択された。中国は、パネル審理中の2013年12月にAD課税措置を撤廃。
EU	X線セキュリティ機器	DS425	2013年4月、EUの請求を認めるパネル報告書がDSBで採択され、2014年2月に中国がAD課税措置を撤廃。
	高性能ステンレス 継目無鋼管	DS460	2013年8月にパネルが設置され、2015年2月にパネル報告書が公表。上記日本案件と共通する論点のほか、ダンピング及びダンピング・マージンの認定についても中国の違反を認定。2015年10月に公表された上級委員会報告書は、ダンピング及びダンピング・マージンの認定に関するパネル判断を支持するとともに、損害・因果関係の認定の瑕疵について、日EUの主張を全面的に認めた。

● 中国：銀行業 IT 機器セキュリティ規制

中国政府は、2014年9月、「情報セキュリティコントロール技術の応用による銀行業のネットワークセキュリティと情報化に関する指導的意見」（以下「指導的意見」という）を公表、同年12月、指導的意見を受けたガイドラインをごく限られた一部の利害関係者に対してのみ公開した。また、2015年2月、当該ガイドラインの補足説明を公表した。これら指導的意見やガイドライン等を通じて、最終的に、①中国銀行業における安全かつ制御可能な情報技術の採用比率を2019年までに75%に引き上げ、②中国銀行業に対するネットワークセキュリティ監査基準を構築し、銀行業専用の情報技術と製品のセキュリティ検査を強化することが目標とされている。

これらの規制が今後どのように実施、運用されていくかを注視する必要があるが、仮に中国国内の知的

所有権（中国民間人等が所有）に基づく基幹技術を用いた製品を使用することや、中国独自基準による評価・認証が義務付けられている場合には、WTO 協定に整合しない可能性がある。

このため、中国の本規制策定の動きを受けて、我が国は、2015年3月、中国政府へ我が国の懸念を申し入れ、同年3月以降のWTO・TBT委員会において、米国、EU及びカナダと共同で本件に対する懸念を表明している。これらの我が国を含む関係国や関係業界による働きかけもあり、中国は当該セキュリティ規制を延期することとなった。

我が国は、引き続き、関係国・関係事業者と協力し、二国間協議やTBT委員会を含む各種委員会や多国間会合の場等を活用しつつ、制度の是正を促していく。

● 中国：サイバーセキュリティ法

中国政府は、2016年11月、「サイバーセキュリティ法」の成立を発表した。本法では、ネットワーク基幹製品、サイバーセキュリティ専用製品は、関連の国家規格や業界規格に従い、販売時にはセキュリティ認証を得る必要があると規定されているため、製品に関する強制規格や適合性認証手続きが定められるものと考えられるが、本法に基づく規制についてはTBT通報がなされておらず、WTO・TBT協定第2.9.2条に違反すると考えられる。なお、当該規格が国際規格に基づかない場合や、「サイバー空間の主権及び国家安全の維持」という目的と、規格や認証など具体的な措置との関係において、措置の内容が目的に比して必要以上に貿易制限的な場合は、TBT協定第2.4条、第2.2条に違反する可能性がある。

また、重要情報インフラの運営者が保有する個人情報等の定義が不明確であり、アクセスデータ等を含んだデータを国内保存する場合、マーケティング活動の問題となり得ることや、当該データの海外持ち出しも、具体的な措置の内容が、個人情報保護のために必要な範囲を超えて規制がなされる場合には、GATSの内国民待遇義務違反となる可能性がある。

法案段階より、我が国のみならず諸外国政府や業界団体等から中国政府に対してパブリックコメントへの意見書が提出され、上記懸念を表明しているが、成立後のサイバーセキュリティ法には、日本政府等からの意見内容の多くが反映されていない。本法の施行は、2017年6月を予定していることから、今後も本法に基づく規則の策定動向を引き続き注視するとともに、引き続きWTO・TBT委員会や二国間協議等の機会を捉えて中国に対し是正を促していく。

● 米国：サンセット・レビュー手続の運用及び不当に長期にわたる対日AD措置

AD協定上、サンセット・レビュー手続において継続の必要性が認められない限り、AD課税は原則5年間で失効（サンセット）すると定めるが、米国の運用では、国内企業からのレビュー申請がある限り措置が継続される実態となっている。

米国政府は、2016年6月末現在、日本製品に対して15件のAD措置を課しているが、最長の措置は35年以上継続しており、5つの措置については20年以上継続している。これにより、日本企業の輸出意欲が減退しているばかりか、米国の輸入者及びユーザーに負担を強いる結果となっている。例えば、日本製の鉄鋼製品の一部は品質・信頼性が高く、米国のユーザーから支持を得ているが、AD措置のために他国製品を購入せざるを得ないとの指摘もある。

このため、我が国は、日米経済調和対話や累次のWTO・AD委員会等の場において措置の早期撤廃を要請しているところである。引き続き、米国のサンセット・レビュー手続の運用改善及び不当に長期にわたる対日AD措置の早期撤廃に向け取り組んでいく。

(2) WTO 紛争解決手続を開始したもの

● インド：熱延コイルに対するセーフガード（SG）措置

インド政府は、2015年9月7日、熱延コイルに対するSG調査を開始し、わずか2日後の同年9月9日に暫定措置を発動する旨の決定を行い、2015年9月14日から暫定措置による課税を開始した。2016年3月、インド政府は暫定措置の開始から起算して2年6か月間のSG措置を発動する旨の官報告示を行った。

WTO協定上のSGの発動要件として、GATT第19条1項(a)に規定する「この協定(注：GATT)に基づいて負う義務の効果」としての輸入増加について明示する必要があるが、インドの当局は調査報告書においてこれを明示していない。また、GATT第19条1項(a)によれば、輸入の増加がGATTに基づいて負う義務の効果として生じていることが必要であり、日本・インド包括的経済連携協定（日印CEPA）による関税譲許の効果として生じている輸入増加をWTO協定上のSGの発動要件として考慮してはならないが、調査報告書によればインド当局は日印CEPAによる日本からの輸入増加を考慮していると考えられる。

さらに、インドの調査報告書において、中国の過剰生産やインド国内での需要増加等の事実をGATT第19条1項(a)に規定する「事情の予見されなかった発展」として認定しているが、これらの事実は需給関係の変化であって輸入品と国産品の双方に同じく影響し、国産品の競争条件に不利な変更を生じさせるものではないため、「事情の予見されなかった発展」には該当しない。

上記から、インド当局はGATT第19条1項(a)に規定する発動要件を適切に認定していないと考える。

また、インド当局は、SG協定に規定するその他の発動要件も適切に認定していないと考えられ、本件措置に係る手続きにおいても、WTO通報に係る通報内容に不備がある等協定整合性に疑義がある。

我が国は、2015年9月の調査開始以降、本件に関するインドの動向を注視して、意見書の提出、二国間協議の実施及び公聴会への参加を実施した。調査期間中に提出した意見書では、本件措置がWTO協定に違反する可能性を示唆し、調査において適切な認定が行われるよう要請した。しかし、インドは調査後に本件措置を発動し、その後も改善が見られないことから、我が国は、2016年12月、WTO協定に基づく協議を要請し、2017年3月にパネル設置を要請、同4月にパネルが設置された。

我が国は、パネル手続の中で、インドに対し本件措置の撤廃を求めていく。

● 韓国：空気圧伝送用バルブに対するAD課税措置

韓国政府は、2014年2月、韓国国内企業からの申請を受けて、日本からの空気圧伝送用バルブに対するAD調査を開始した。2014年4月及び10月のWTO・AD委員会において、我が国は、調査対象製品に競合しない製品が含まれているため、損害及び因果関係等の要件について、韓国調査当局は慎重な検討をするべきであると主張するとともに、調査対象企業の意見を十分に考慮して適切な決定がなされることを強く要望した。また、2014年10月に本件AD措置に関して韓国調査当局が主催した公聴会においても、日本国政府から同趣旨の発言を行った。それにもかかわらず、韓国政府は、2015年1月に、損害及び因果関係等を認定し、2015年8月には課税を開始した。その後も、我が国は韓国政府に対し、AD協定不整合な本件AD措置の撤廃を求め、二国間の対話による解決を図ってきたが、解決に至らなかったため、2016年3月、本件AD措置について、WTO協定に基づく二国間協議要請を行った。協議結果を踏まえ、同年6月、我が国はWTOに対し、本件AD措置について、パネルでの審理を要請し、同年7月、パネルが設置された。

本件AD課税措置は、韓国側が、輸入品が国内品の価格に対して影響を与えていること（AD協定第3.1条、第3.2条）に関する説得的な説明を行っておらず、ダンピングによる国内産業への損害及び因果関係（AD協定第3.1条、第3.2条、第3.4条及び第3.5条）の認定上の瑕疵があり、また、重要事実開示（AD

協定第 6.9 条) 等の調査手続上の瑕疵があると考えられ、AD 協定に違反する可能性が高い。

我が国は、パネル手続の中で、韓国に対し措置の是正を求めていく。

● **ブラジル：自動車等に対する内外差別的な税制恩典措置**

ブラジル政府は、2011 年 9 月、国産自動車及び輸入車に対して工業品税 (IPI) を 30%引き上げた。ただし、製造者が①メルコスール域内の現地調達比率が 65%以上であること、②ブラジル国内で組立て、プレスなど 11 ある自動車生産工程のうち 6 工程以上を実施していること等の要件を満たして「認定企業」となることにより、追加の IPI が免除されるとされていた。

本制度は 2012 年 12 月までの暫定措置とされていたところ、2012 年 10 月には、ブラジル政府は、これに代わる新たな自動車政策 (イノバール・アウト) を発表した。新制度は、2013 年より 2017 年までの 5 年間、自動車に対する IPI の 30%引上げを継続するとともに、自動車メーカーに対し、所定の燃費基準の達成や現地での生産工程の実施等を条件として、国内での自動車部品の調達費用等に応じて「IPI クレジット」を与え、これによる IPI の減免 (相殺) を可能とするものである。また、自動車分野に加えて、ブラジル政府は、情報通信機器など幅広い分野に対して、ローカルコンテンツ要求を関連付けた優遇税制措置を導入し、ブラジル国内における一定の製造工程の実施、国産部品の使用、国内での研究開発投資等を条件に、IPI を含む各種税金・負担金の大幅な減免を認めている。さらに、2014 年 8 月、ブラジル政府は、自動車部品メーカーに対し自動車部品の原産地に関する報告を義務付けるとともに、一次部品のみならず二次・三次部品のローカルコンテンツ率が基準に満たない場合には前述の IPI クレジットを減額する措置を採択するなど、自動車部品に対するローカルコンテンツ・ルールの厳格運用を進めている。

これらの政策は、輸入部品を国産部品と比べて不利に扱っており、GATT 第 3 条 (内国民待遇義務) 等に抵触する可能性が高い。

我が国は、2012 年 5 月及び 11 月、経済産業大臣よりブラジル開発商工大臣に対し、WTO 協定への抵触の可能性を指摘した。2014 年 9 月に開催された日伯貿易投資促進・産業協力合同委員会においても、我が国より懸念を表明するとともに情報提供等を要請した。また、WTO 物品理事会及び TRIMs 委員会において、累次にわたり、米国、EU 等とともに懸念を表明してきた。

しかし、その後も措置の改善が見られないことから、我が国は、2015 年 7 月 2 日、自動車や情報通信分野の税制優遇措置等について WTO 協定に基づく協議を要請し、9 月 17 日にパネル設置を要請、同月 28 日にパネルが設置された。本件については、我が国に先行して、2013 年 12 月、EU がブラジルに対して WTO 協定に基づく協議を要請、2014 年 12 月にパネルが設置されており、我が国は、EU と同一のパネル手続の中で、ブラジルに対し措置の是正を求めていく。

(3) WTO 勧告の早期履行を求めていくもの

● **アルゼンチン：幅広い品目に対する輸入制限措置の是正**

アルゼンチン政府は、2008 年以降、①非自動輸入ライセンス制度、②輸入事業者に対する輸出入均衡要求 (例えば、1 ドルの輸入を行う条件として、1 ドルの輸出を求める措置)、追加的な輸入許可制度としての③輸入者に輸入品について事前申請を求める事前輸入宣誓供述制度 (DJAI)、という一連の輸入制限措置を導入した。

これらの輸入制限措置は、許可要件等が具体的に示されておらず、当局の裁量によって恣意的に運用されていることから、GATT 第 11 条「数量制限の一般的禁止」等に違反するものであり、我が国は、2012 年

8月、米国及びメキシコと共に WTO 協定に基づく協議要請を行い、同年12月、米国及びEUと共にパネル設置を要請した。2014年8月に公表されたパネル報告書は、我が国の主張を全面的に認め、DJAI と輸出入均衡要求等（非自動輸入ライセンス制度はパネル設置直前の2013年1月25日に撤廃されたため、パネルの審判対象から除外された）は、GATT 第11条「数量制限の一般的廃止」に整合しないという判断を示した。2015年1月、上級委員会はパネルの判断を維持し、我が国、米国及びEUの主張を全面的に認める報告書を公表した。

我が国、米国及びEUはそれぞれアルゼンチンとの間で2015年12月末を履行期間とする旨合意したところ、アルゼンチンは、2015年10月に輸出入均衡要求等を行っていない旨を申立国に通知し、同年12月にDJAI を撤廃した旨公表したが、同月DJAI に代わり、新たな輸入ライセンス制度(SIMI)の導入を発表した。SIMI は、自動ライセンス(18,000品目)と非自動ライセンス(1,400品目弱)から成る制度となっており、非自動輸入ライセンスについては「申請を10日以内に判断する」としつつも「必要な場合には延長できる」と規定されている等、DJAI から改善された点が不明確なことやWTO協定に整合的な内容となっているか疑義がある。

我が国は、引き続き、アルゼンチンの履行状況について情報収集すると共に、WTO協定に整合しないと認められる場合は速やかに是正されるよう注視していく。

● 米国：ゼロイング（AD 税の不適切な計算方式）（ターゲット・ダンピングを通じたゼロイングの濫用の是正を含む）

米国は、AD 手続において、輸出者毎のダンピング率（ダンピング・マージン）を計算する際に、全ての輸出取引ではなく、国内販売価格を下回る価格での輸出のみを考慮し、国内販売価格を上回る輸出取引を考慮しない（国内販売価格との価格差を「ゼロ」とみなす）ことにより、ダンピング・マージンを恣意的に高く算出する方法（ゼロイング）を適用していた。ゼロイングは、ダンピングを行っていない取引を無視する不公平な計算方法であり、ダンピング・マージンの計算方法を定めるAD協定第2.4.2条等に違反する。

我が国は、米国のゼロイングについて、2004年11月にWTO協定に基づく協議要請、2005年2月にパネル設置要請を行い、2007年1月公表の上級委員会報告書では、ゼロイングのWTO協定違反が認定された。その後、履行確認パネル、上級委員会手続等を経た後、2012年2月に至り、米国は我が国との間で本件紛争の解決に向けた覚書に合意した。この覚書に基づき、同年同月、米国は商務省規則を改正してゼロイングを廃止した。我が国としては、覚書及び改正規則に基づきゼロイングの廃止が徹底されるよう引き続き注視していく。

また、米国は、近年、AD協定第2.4.2条後段が定めるいわゆるターゲット・ダンピング（特定の顧客、地域又は時期に対する安値輸出）の場面では、例外的にゼロイングが許されるとの独自の解釈に基づき、本規定の適用範囲を拡張しながらゼロイングを再開しており、上記ゼロイング禁止の判断が実質的に無効化される懸念がある。既に韓国及び中国がターゲット・ダンピング認定に際してゼロイングが用いられているとして、自国製品に対するAD措置をWTO紛争解決手続に付託している（米国 - 韓国製大型住居用洗濯機AD (DS464) 及び米国 - 中国に対するAD手続の手法・適用 (DS471)）。我が国は、これらの案件に第三国参加し、ゼロイングの使用はAD協定に違反すると主張していたところ、米国 - 韓国製大型住居用洗濯機AD (DS464) のパネル及び上級委、並びに米国 - 中国に対するAD手続の手法・適用 (DS471) のパネルは我が国の主張に整合する解釈を採用し、米国によるゼロイングを含めたターゲット・ダンピング認定を協定違反と認定した。

我が国は、引き続き、日本製品に対するターゲット・ダンピング認定の有無及びその協定整合性を注視

していく。

● 米国：バード修正条項に基づく通関済物品からのAD課税及び相殺関税収入の米企業向け分配

米国のいわゆるバード修正条項（1930年関税法修正条項）は、AD措置及び相殺関税措置による税収を、当該措置を申立てた米国内の企業等に分配することを規定したものである。

我が国及びEUを含む計11ヶ国・地域の申立てに基づきパネルが設置された結果、2003年1月に上級委員会がWTO協定違反であるとの判断を示し、是正を勧告した。しかし、米国が同条項の改廃を行わないまま2003年12月の履行期限を徒過したため、2004年11月、我が国及びEU等7ヶ国・地域は対抗措置発動の承認を受けた。

2006年2月、米国において、バード修正条項を廃止する法律が成立した。しかし、同法の経過規定では、2007年10月1日までに通関した産品に係る税の分配が定められていた。したがって、バード修正条項の廃止後も分配が継続される限りは、WTO協定違反の状態が継続することとなった。こうした状況を踏まえ、我が国は2006年以降、2013年まで毎年、直近年の米国財政年度の分配額に対応してベアリング等の品目に対する対抗措置（追加関税の賦課）を行ってきた。

なお、2014年以降は直近年の米国財政年度の我が国関連品目の分配額が僅少であったため対抗措置は行わず、その権利は留保することとしている。今後も、直近年の米国による分配額を踏まえ対抗措置内容の検討を行う。

我が国は、引き続き、他の共同申立国・地域と連携しつつ、米国に対し速やかに分配を停止し、WTO協定違反の状態を解消するよう働きかけていく。

2. 日米でのエンフォースメント協力及び「通商法務官オフィス」の設置

本年2月の日米首脳会談において、日米首脳は自由で公正な貿易のルールに基づいて、日米両国間及び地域における経済関係を強化することで一致し（本年2月10日 日米首脳会談共同声明）、同首脳会談を踏まえた本年4月の日米経済対話、及び世耕経済産業大臣及びロス米国商務長官間の会談では、第三国の不公正な貿易慣行の是正等に向けて、WTO紛争解決手続の活用等を念頭に、通商ルールの執行（エンフォースメント）を日米で協力して進めていくことで一致した。

これを受けて、経済産業省でも、4月18日付で、「通商法務官オフィス」（General Counsel Office）を設置し、通商弁護士等からなる約20人のチームを組織し、エンフォースメント体制を強化した。

現在進行中の、日米が協力しているWTO紛争解決手続案件としては、いわゆる市場経済国問題等が挙げられる。

今後も、WTO紛争解決手続の活用等を念頭に置いた、日米でのエンフォースメント協力の推進及び「通商法務官オフィス」の充実に、取り組むこととしたい。

以上

2017年版不公正貿易報告書

目 次

「2017年版不公正貿易報告書」の刊行にあたって	v
不公正貿易報告書を受けた経済産業省の取組方針	ix
第I部掲載案件	xxii
コラム一覧	xxviii
略字・頭字語	xxx
序論 本報告書について	1
第 I 部 各国・地域別政策・措置	
第 1 章 中 国	13
第 2 章 米 国	65
第 3 章 ASEAN 諸国	91
[1] アジア諸国全般	93
[2] ASEAN 各国	95
1. タイ	95
2. インドネシア	99
3. マレーシア	110
4. ベトナム	117
5. フィリピン	118
6. ミャンマー	121
第 4 章 E U	123
第 5 章 韓 国	137
第 6 章 台 湾	141
第 7 章 豪 州	145
第 8 章 カ ナ ダ	147
第 9 章 ロ シ ア	149
第 10 章 イ ン ド	157
第 11 章 ブ ラ ジ ル	171
第 12 章 そ の 他	175
第 II 部 WTO 協定と主要ケース	
総 論 WTO 協定の概要	185
第 1 章 最恵国待遇	195
第 2 章 内国民待遇	205
第 3 章 数量制限	213
<参考>輸出規制	220
第 4 章 正当化事由	249
第 5 章 関税	275
第 6 章 アンチ・ダンピング措置	293
第 7 章 補助金・相殺措置	323
第 8 章 セーフガード	355

第 9 章	貿易関連投資措置	375
第 10 章	原産地規則	385
第 11 章	基準・認証制度	391
第 12 章	サービス貿易	415
第 13 章	知的財産	439
第 14 章	政府調達	449
第 15 章	一方的措置	455
第 16 章	地域統合	457
第 17 章	WTO の紛争解決手続	473
第 18 章	貿易政策・措置の監視	503
補論 1	貿易と環境—気候変動対策に係る国境措置の概要と WTO ルール整合性—	513
補論 2	国際的経済活動と競争法	525
補論 3	電子商取引	539
第 III 部 経済連携協定・投資協定		
総論	経済連携協定に向けた規律の策定	551
第 1 章	物品貿易の諸論点	585
	＜関税＞	585
	＜原産地規則＞	587
	＜AD 措置・相殺措置＞	593
	＜セーフガード＞	596
	＜基準・認証制度＞	600
第 2 章	サービス貿易	605
第 3 章	人の移動	633
第 4 章	知的財産	649
第 5 章	投資	665
	＜参考＞最近の投資協定仲裁事例	711
第 6 章	競争、政府調達、貿易円滑化	749
	＜競争＞	749
	＜政府調達＞	758
	＜貿易円滑化＞	762
第 7 章	エネルギー、環境、労働、電子商取引	767
	＜エネルギー＞	767
	＜環境＞	771
	＜労働＞	776
	＜電子商取引＞	781
第 8 章	国家間における紛争解決、ビジネス環境整備	801
	＜国家間における紛争解決＞	801
	＜ビジネス環境整備＞	812

資 料 編		
第 1 章	ドーハ開発アジェンダの動向	825
第 2 章	WTO 加盟交渉の現状	855
第 3 章	紛争案件一覧 (WTO 発足後の紛争案件)	865
参 考 資 料	東日本大震災後の輸出と日本政府の対応	949
事項索引		953

第 I 部掲載案件 目次

☆は新規掲載案件

第 1 章 中 国	13
透明性、統一的行政、司法審査	15
(1) 透明性	15
(2) 統一的行政	17
(3) 司法審査	17
輸出制限措置	18
(1) 輸出税を賦課する措置	18
(2) 原材料に対する輸出制限措置	21
貿易権（貿易に関する許可制度）	22
関税	23
(1) 関税構造	23
(2) 写真用ロールフィルム等に対する関税の譲許税率違反	25
アンチ・ダンピング（AD）措置・相殺措置	26
(1) 日本製ステンレス継目無鋼管に対する AD 措置	27
(2) AD 協定不整合なサンプリング調査の実施 （日本製光ファイバー母材及び日本製アクリル繊維に 対する AD 措置	28
☆ (3) 日本製塩化ビニリデン（PVDC ポリマー）に対する AD 措置	29
補助金	29
セーフガード	31
セーフガード措置条例	31
貿易関連投資措置	31
基準・認証制度	37
(1) 中国情報セキュリティ規制	37
(2) 中国銀行業 IT 機器セキュリティ規制	38
(3) 中国サイバーセキュリティ法	39
(4) 電子情報製品汚染予防管理弁法	40
(5) 化粧品新原料規制	40
(6) 化粧品ラベル規制	41
(7) 化学物質規制	42
サービス貿易	43
(1) 流通	43
(2) 建設、建築・エンジニアリング	44
(3) 電気通信	44
(4) 金融	46
知的財産	50
(1) 模倣品・海賊版等の不正商品に関する問題	51

(2) 冒認出願問題	54
(3) 特許・ノウハウ等のライセンス等への規制	56
政府調達	61
第 2 章 米 国	65
内国民待遇	67
(1) 港湾維持税	67
(2) 1920 年商船法 (ジョーンズ法)	67
数量制限	67
(1) 輸出管理制度	67
(2) 丸太の輸出規制	68
関税	68
(1) 高関税品国	68
(2) 時計の関税算定方法	69
アンチ・ダンピング	70
(1) バード修正条項 (DS217/DS234)	70
(2) ゼロイング方式による不当なダンピング認定	72
(3) 日本製熱延鋼板に対する AD 措置 (DS184)	73
(4) 不当に長期にわたる AD 措置の継続 (サンセット・レビューの運用)	73
(5) モデルマッチング	75
☆ (6) 日本製厚板に対する AD 調査	75
補助金・相殺措置	75
2014 年農業法	75
原産地規則	77
時計の原産地表示規則	77
基準・認証制度	78
(1) 自動車ラベリング法	78
(2) CAFE (企業平均燃費) 規制	78
(3) メートル法 (国際単位系) の採用について	78
サービス貿易	78
(1) 外国投資・国家安全保障法 (旧エクソン・フロリオ条項)	78
(2) 金融分野の外資企業の参入規制	79
(3) 電気通信分野の外資企業の参入規制	80
(4) 海運分野の外資企業の参入規制	81
知的財産	82
(1) 商標制度 (オムニバス法第 211 条)	82
(2) 著作権制度	83
(3) 関税法第 337 条	84
政府調達	87
バイ・アメリカン条項	87
一方的措置・域外適用	88
(1) 1974 年通商法 301 条及び関連規定	88
(2) スペシャル 301 条 (1988 年包括通商競争力法第 1303 条によって	

改正された 1974 年通商法 182 条)	89
(3) 再輸出管理制度	90
第 3 章 ASEAN 諸国	91
[1] アジア諸国全般	93
知的財産	93
模倣品・海賊版等の不正商品に関する問題	93
(1) 権利行使の実効性の問題	93
(2) 不正商品問題への対応	94
[2] ASEAN 各国	95
1. タイ	95
関税	95
関税構造	95
基準・認証制度	96
鉄鋼製品の強制規格	96
サービス貿易	97
外資規制等	97
2. インドネシア	99
内国民待遇	99
小売業に関するローカルコンテンツ要求	99
数量制限	100
(1) 輸入制限措置(米、塩、中古資本財)	100
(2) 輸入制限措置(鉄鋼製品に輸入者登録の義務づけ)	100
(3) 丸太・製材等の輸出規制等	100
(4) 鉱物資源輸出規制及びローカルコンテンツ問題	101
関税	102
関税構造	102
アンチ・ダンピング	103
日本製冷延鋼板に対する AD 措置	103
貿易関連投資措置	104
LTE 機器等に対するローカルコンテンツ要求	104
基準・認証制度	105
(1) 鉄鋼製品の強制規格	105
(2) 玩具規制	105
サービス貿易	107
外資規制等	107
知的財産	108
(1) 水際での侵害差止め措置	108
(2) 日インドネシア EPA の履行問題	109
3. マレーシア	110
内国民待遇	110
(1) 自動車に関する内国税の適用に関する問題及び AP 制度に基づく 輸入制限問題	110

(2) 国産自動車部品の物品税免除制度	110
数量制限	110
(1) 丸太の輸出規制等	110
(2) 鋼板の輸入免税枠制度	110
関税	111
鋼板の関税引き上げ措置等	111
基準・認証制度	112
鉄鋼製品の強制規格	112
サービス貿易	112
外資規制等	112
知的財産	116
著作権侵害 DVD の流通問題	116
4. ベトナム	117
セーフガード	117
鉄鋼半製品、棒鋼等に対するセーフガード措置	117
5. フィリピン	118
数量制限	118
未加工鉱石に対する輸出制限	118
関税	118
関税構造	118
サービス貿易	119
外資規制等	119
6. ミャンマー	121
サービス貿易	121
外資規制等	121
第 4 章 E U	123
関税	124
(1) 高関税品目	124
(2) 情報技術協定 (Information Technology Agreement) の対象製品の 取扱いにかかる関税分類問題	124
基準・認証制度	129
(1) 電気電子機器への有害物質使用制限に関する EU 指令 (RoHS 指令)	129
(2) エネルギー関連製品に対する環境配慮設計要求に関する EU 指令 (EuP)	130
(3) 化学品規制 (REACH)	130
(4) 殺生物性製品規則	131
サービス貿易	131
オーディオ・ビジュアル (AV) 分野の規制	131
政府調達	132
公共調達新規則案 (Proposal on International Procurement Instrument)	132
地域統合	133
譲許税率の引き上げ	133

第 5 章 韓 国	137
関税	137
高関税品目	137
アンチ・ダンピング	137
(1) 日本製空気圧伝送用バルブに対する AD 措置	137
(2) 日本製ステンレス棒鋼に対するサンセットレビュー	138
基準・認証制度	139
(1) 化学物質の登録及び評価等に関する法律	139
(2) 日本産水産物等の輸入規制	140
第 6 章 台 湾	141
関税	141
高関税品目	141
サービス貿易	141
電気通信分野の規制	141
知的財産	142
権利侵害の罰則緩和及び非刑事罰化	142
第 7 章 豪 州	145
関税	145
高関税品目	145
第 8 章 カ ナ ダ	147
数量制限	147
丸太の輸出規制	147
関税	147
高関税品目	147
第 9 章 ロ シ ア	149
内国民待遇	149
(1) 廃車税の導入	149
(2) 私的録音録画補償金制度	150
関税	151
(1) 高関税品目	151
(2) 冷蔵庫に対する関税の譲許率違反	151
輸出税を巡る措置	152
丸太輸出税	152
第 10 章 イ ン ド	157
内国民待遇	157
電気通信に関するローカルコンテンツ要求等	157
関税	158
(1) 高関税品目	158
(2) 輸入品への特別追加関税の導入	158
☆ (3) I T 製品に対する関税引き上げ	161
輸入制限措置	161
☆最低輸入価格制度 (MIP)	161

アンチ・ダンピング	162
☆ (1) 日本製熱延鋼板及び厚板に対する AD 措置、 日本製冷延鋼板に対する AD 措置	162
☆ (2) 日本製レゾルシンに対する AD 措置	162
補助金	163
食料安全保障法	163
セーフガード	164
熱延鋼板に対するセーフガード措置	164
基準・認証制度	165
(1) 鉄鋼製品の強制規格	165
(2) 自動車タイヤに対する強制規格制度	165
(3) 電気通信事業者の免許条件に係る規制強化	166
(4) 電子・情報通信機器における強制規格の導入	167
サービス貿易	167
外資規制等	167
知的財産	169
医薬品等の特許保護	169
第 1 1 章 ブラジル	171
内国民待遇	171
ブラジルの自動車等に対する内外差別的な税制恩典措置	171
知的財産	172
特許・ノウハウ等のライセンス等への規制	172
第 1 2 章 その他	175
(1) アルゼンチンの非自動輸入ライセンス制度の導入・拡大	175
(2) ウクライナの穀物輸出規制（輸出割当）	176
(3) エクアドルの自動車輸入総量規制	177
(4) トルコの商標権侵害問題	177
☆ (5) トルコのゴム製タイヤに対する関税評価措置及び輸入追加関税措置	178
(6) モンゴルの外資規制法をめぐる動き	178
(7) フラット・パネル・ディスプレイへの課税に関する GATT2 条違反	179

コ ラ ム

目 次

☆は新規特集コラム

第 I 部	各国・地域別政策・措置	
第 1 章	中 国	
	主な知的財産関連法令の動き	58
	WTO 紛争解決手続と中国の対応	62
第 2 章	米 国	
	米国の知的財産保護制度	86
第 4 章	E U	
	☆英国の EU 離脱 (Brexit) と通商ルール	133
第 9 章	ロ シ ア	
	ロシアの WTO 加盟	153
第 12 章	そ の 他	
	模倣品の世界的拡散と法制度・運用上の課題	179
第 II 部	WTO 協定と主要ケース	
第 3 章	<参考>輸出規制	
	中国レアアース問題と WTO ルール	228
	資源・エネルギーと WTO ルール	240
第 4 章	正当化事由	
	☆正当化事由としての「公德」・「公序」の役割	270
第 5 章	関税	
	関税評価にかかる近時の問題点	286
第 6 章	アンチ・ダンピング措置	
	アンチ・ダンピング調査における産品間の競争・代替関係の考慮	
	—WTO 紛争解決手続を通じた損害分析の規律強化—	309
	鉄鋼業界における過剰生産能力問題	315
	☆対中国アンチ・ダンピング課税における第三国価格の使用	
	(いわゆる市場経済国問題) について	320
第 7 章	補助金・相殺措置	
	☆国有企業に対する規律強化の試み	343
	補助金規律と新興国の産業支援措置	347
	補助金協定における政策目的の考慮可能性	
	—研究開発補助金・環境保護補助金—	350

第 8 章	セーフガード	
	☆セーフガード措置発動ルールの考察	
	—過剰生産能力問題等を背景として—	362
第 9 章	貿易関連投資措置	
	ローカルコンテンツ要求の具体的事例	380
第 17 章	WTO の紛争解決手続	
	WTO の紛争解決手続における履行確保の実態・原因分析	493
補 論 3	電子商取引	
	☆電子商取引のルールの新たな流れ	543
	情報通信技術 (ICT) サービス通商原則	545
第 III 部	WTO 協定と主要ケース 経済連携協定・投資協定	
第 1 章	物品貿易の諸論点	
	NAFTA の原産地規則	592
第 4 章	知的財産	
	知的財産関連の国際条約	661
	偽造品の取引の防止に関する協定 (ACTA: Anti-Counterfeiting Trade Agreement) の経緯と意義	662
第 5 章	投資	
	海外投資収益の還流と新興国等における課税問題	668
	投資協定仲裁の活用について	688
	投資家対国家紛争解決手段のオプション	
	—仲裁の課題と調停の活用可能性を中心に—	689

略語・頭字語

ACP	African, Caribbean, and Pacific Area (アフリカ・カリブ海・太平洋諸国)
AD	Anti-dumping (アンチ・ダンピング)
AFTA	ASEAN Free Trade Area (ASEAN 自由貿易地域)
APEC	Asia Pacific Economic Cooperation (アジア太平洋経済協力)
ASEAN	Association of Southeast Asian Nations (東南アジア諸国連合)
ATC	Agreement on Textiles and Clothing (繊維及び繊維製品(衣類を含む)に関する協定)
BIT	Bilateral Investment Treaty (二国間投資協定)
BOP	Balance of Payment (国際収支)
CAFTA	Central American Free Trade Association (中米自由貿易協定)
CARICOM	Caribbean Community (カリブ共同体)
CRTA	Committee on Regional Trade Agreements (地域貿易協定委員会)
CTD	Committee on Trade and Development (貿易と開発に関する委員会)
CTE	Committee on Trade and Environment (貿易と環境に関する委員会)
CTG	Council for Trade in Goods (物品理事会)
CU	Customs Union (関税同盟)
CVD	Countervailing Duty (相殺措置)
DDA	Doha Development Agenda (ドーハ開発アジェンダ)
DOC	United States Department of Commerce (米国商務省)
DSB	Dispute Settlement Body (紛争解決機関)
DSU	Dispute Settlement Understanding (紛争解決に係る規則及び手続に関する了解)
EC	European Community (欧州共同体)
EEA	European Economic Area (欧州経済領域)
EEC	European Economic Community (欧州経済共同体)
EFTA	European Free Trade Association (欧州自由貿易連合)
EPA	Economic Partnership Agreement (経済連携協定)
EU	European Union (欧州連合)
FA	Facts Available (ファクツ・アベイラブル(知り得た事実))
FET	Fair and Equitable Treatment (公正衡平待遇)
FTA	Free Trade Agreement (自由貿易協定)
FTAA	Free Trade Area of Americas (米州自由貿易地域)
FTAAP	Free Trade Area of the Asia-Pacific (アジア太平洋の自由貿易圏)
GATS	General Agreement on Trade in Services (サービスの貿易に関する一般協定)
GATT	General Agreement on Tariffs and Trade (関税及び貿易に関する一般協定)
GCC	Gulf Cooperation Council (湾岸協力理事会)
GI	Geographical Indications (地理的表示)
GPA	Government Procurement Agreement (政府調達に関する協定)
GSP	Generalized System of Preferences (一般特恵関税制度)
HS	Harmonized Commodity Description and Coding System (商品の名称及び分類についての統一システム)

ICC	International Chamber of Commerce (国際商業会議所)
ICSID	International Centre for Settlement of Investment Disputes (投資紛争解決国際センター)
ICT	Information and Communication Technology (情報通信技術)
IIA	International Investment Agreement (国際投資協定)
ILO	International Labour Organization (国際労働機関)
IMF	International Monetary Fund (国際通貨基金)
IPR	Intellectual Property Right (知的財産権)
ISDS	Investor-State Dispute Settlement (投資家対国家の紛争解決手続)
ISO	International Organization for Standardization (国際標準化機構)
ITA	Information Technology Agreement (情報技術協定)
ITC	International Trade Commission (米国際貿易委員会)
ITU	International Telecommunication Union (国際電気通信連合)
JETRO	Japan External Trade Organization (日本貿易振興機構)
LDC	Least Developed Countries (後発開発途上国)
MAI	Multilateral Agreement on Investment (多数国間投資協定)
MEA	Multilateral Environmental Agreement (多国間環境協定)
MERCOSUR	Mercado Comun del Sur (南米南部共同市場)
MFA	Multifiber Arrangement (繊維製品の国際貿易に関する取極)
MFN	Most Favored Nation (最恵国待遇)
MRA	Mutual Recognition Agreement (相互承認協定)
NAFTA	North American Free Trade Agreement (北米自由貿易協定)
NAMA	Non-Agricultural Market Access (非農産品市場アクセス)
NGO	Nongovernmental Organization (非政府組織)
NT	National Treatment (内国民待遇)
NTB	Non-Tariff Barrier (非関税障壁)
OECD	Organization for Economic Cooperation and Development (経済開発協力機構)
PTA	Preferential Tariff Agreement (特惠貿易協定)
RCEP	Regional Comprehensive Economic Partnership (東アジアの包括的経済連携)
PPT	Reasonable Period of Time (勧告の妥当な実施期間)
RTA	Regional Trade Agreement (地域貿易協定)
S&D	Special and Differential Treatment (特別かつ異なる待遇)
SAARC	South Asian Association for Regional Cooperation (南アジア地域協力連合)
SACU	South African Customs Union (南部アフリカ関税同盟)
SADC	Southern African Development Community (南部アフリカ開発共同体)
SAFTA	South Asian Free Trade Area (南アジア自由貿易圏)
SCC	Stockholm Chamber of Commerce (ストックホルム商業会議所仲裁協会)
SCM	Subsidies and Countervailing Measures (補助金及び相殺関税措置に関する協定)
SG	Safeguard (セーフガード)
SOE	State-Owned Enterprise (国有企業)
SPS	Sanitary and Phytosanitary Measures (衛生植物検疫措置)
SSG	Special Safeguard (特別セーフガード (農業))

STC	Specific Trade Concerns (特定の貿易上の懸念)
TAFTA	Trans-Atlantic Free Trade Area (大西洋自由貿易地域)
TBT	Technical Barriers of Trade (貿易の技術的障害)
TNC	Trade Negotiations Committee (貿易交渉委員会)
TPA	Trade Promotion Authority (貿易促進権限)
TPP	Trans-Pacific Partnership (環太平洋パートナーシップ)
TPRB	Trade Policy Review Body (貿易政策検討機関)
TPRM	Trade Policy Review Mechanism (貿易政策検討制度)
TRIMs	Trade Related Investment Measures (貿易に関連する投資措置)
TRIPS	Trade Related Intellectual Property Rights (知的所有権の貿易関連の側面)
TRQ	Tariff Rate Quota (関税割当)
UNCITRAL	United Nations Commission on International Trade Law (国連国際商取引法委員会)
UNCTAD	United Nations Conference on Trade and Development (国連貿易開発会議)
UNEP	United Nations Environment Programme (国連環境計画)
UR	Uruguay Round (ウルグアイ・ラウンド)
USTR	United States Trade Representative (米国通商代表部)
WCO	World Customs Organization (世界税関機構)
WIPO	World Intellectual Property Organization (世界知的所有権機関)
WTO	World Trade Organization (世界貿易機関)